

令和3年4月19日

(一財)新潟県剣道連盟
加盟団体 会長 様

(一財)新潟県剣道連盟
会長 浅原 行雄
【公印省略】

第76回国民体育大会剣道競技（成年男女）県予選会について（ご案内）

春暖の候、貴台におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、みだしの件について、下記のとおり実施いたしますのでご案内申し上げます。

記

1 日 時 令和3年5月23日（日） 開場 午前8時00分
開会式 午前9時00分 試合開始 午前9時30分

2 会 場
長岡市北部体育館 長岡市東蔵王2-2-72 TEL 0258-24-6116

3 出場資格

(1) 成年男子

種 別	出 場 資 格
先 鋒	平成 8年4月2日以降～平成 15年4月1日までに生まれた者
次 鋒	昭和 61年4月2日以降～平成 8年4月1日までに生まれた者
中 堅	昭和 51年4月2日以降～昭和 61年4月1日までに生まれた者
副 将	昭和 41年4月2日以降～昭和 51年4月1日までに生まれた者
大 将	昭和 41年4月1日以前に生まれた者

※ 大将の部に出場する選手は、監督資格（公認スポーツ指導者資格）を有するものとする。

(2) 成年女子

種 別	出 場 資 格
先 鋒	平成 3年4月2日以降～平成 15年4月1日までに生まれた者
中 堅	昭和 54年4月2日以降～平成 3年4月1日までに生まれた者
大 将	昭和 56年4月1日以前に生まれた者

※ 大将の部に出場する選手は、監督資格（公認スポーツ指導者資格）を有するものとする。

4 試合・審判および試合方法

① 「全日本剣道連盟剣道試合・審判規則 同細則」および、別紙「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法」による。

- ② 試合は3本勝負とし、試合時間は5分とする。試合時間内に勝敗が決定しない場合は、延長戦を行い、先に1本取った者を勝ちとする。なお、延長に入ってから試合時間は3分区切りで、勝敗の決するまで継続する。なお、延長戦3回ごとに水入り休止を設ける。

5 竹刀検量・検査について

実施しませんが、「全日本剣道連盟剣道試合・審判規則 同細則」に則り使用してください。

6 感染拡大予防に関する、入場制限等について

- ① 会場入場には、選手・監督の他1名までとします。ご協力ください。なお、入場予定者は、別紙申込書に明記してください。

- ② 大会当日、別紙「大会当日チェックシート」を提出してください。

7 参加料および申込

- ① 別紙申込書にて、5月7日(金) 下記 新剣連事務局必着

* 各加盟団体からの出場人数制限は設けません。ただし、大学生を除く出場選手は、必ず所属会長推薦を要します。(所属会員会費未納者は、推薦しないこと。)

- ② 参加料 1,500 円 (傷害保険料含む) 下記口座に振り込んでください。

〒950-0982 新潟市中央区堀之内南3丁目1-2 1 北陽ビル2F

(一財)新潟県剣道連盟 事務局

TEL : 025-384-4784

FAX : 025-384-4794

振込口座 第四銀行南新潟支店 普通 1881959 (一財)新潟県剣道連盟

8 その他

各選手は、剣道具の垂中央に黒又は紺色に白抜きで上部に所属剣道連盟(横書き)を下部に選手名(性を縦書き)を必ず着けること。なお、紅白の目印は、各連盟又は個人で準備すること。

担当

強化委員長 二平 正司

090-1617-8093

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法

全剣連試合・審判委員会

【趣 旨】

- 1 主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインの遵守（感染予防）
- 2 「つば（鏝）競り合い」および意図的な「時間空費」や「防御姿勢による接近する行為」の解消（現行規則の適切な運用の徹底）
 - ① これまでの試合は、試合時間の3分の2以上が、つば（鏝）競り合いである。これを無くして、立会の間合からの攻め合いを中心とした試合展開へ善導する。
 - ② 剣道の試合にとって「勝負」の要素は大事であるが、姑息な勝負の是正を図り、反則ぎりぎりの勝負ではなく真向勝負する態度を養う。
 - ③ つば（鏝）競り合いの問題は試合者の態度や心の問題が大きく影響し、規則だけで裁くのは困難である。試合者と審判員が共通理解し、一体となって良い試合の場を醸成する。

【審判員と試合者が共通に理解する主な事項】

- 1 試合者は、つば（鏝）競り合いを避ける。
 - ① 接触した瞬間の引き技および体当たりからの技（発声を含む）を積極的に出す。正しい体当たりおよび体さばきを普段の稽古で指導する。
 - ② つば（鏝）競り合いになった瞬間、技が出ない場合には直ちに積極的に分かれる。試合者は審判員の「分かれ」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をする。
- 2 意図的な時間空費や防御姿勢（勝負の回避）による相手に接近するような行為は、規則第1条に則り反則を適用する。
- 3 試合者は、分かれる場合は主審の「分かれ」の宣告、あるいは試合者双方で分れる場合にかかわらず、剣先が完全に触れない位置まで、まっすぐに互いに分かれる。
- 4 分かれる場合は剣先を開いたり、下げて分かれぬ。
- 5 分かれる場合は双方がバラバラに下がらない。双方同じ気位で互いの鎧を削るようにして分かれる。
- 6 相互に分かれようとしている途中で技を出さない。この場合は技を出しても有効打突とはしない。
 - ① 一方が分かれようとしている場合に追い込んで打突する場合や分かれようと思わせた打突する行為は反則を適用する可能性がある。また、分かれる途中で相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「逆交差」をしない。（状況や原因を踏まえた上で、合議により反則の適用を判断する）
- 7 マスクとシールドの着用
 - ① マスクは口鼻を隠し、正しく装着する。
 - ② シールドは、口を覆うものは必須とし、目を覆うものは自由とする。
- 8 試合時間の短縮、延長戦は区切って行い休憩を取り入れる等、マスク着用による熱中症対策を積極的に取り入れる。